

## 研究活動における不正行為等に関する相談・告発窓口について

---

名古屋文理大学短期大学部では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）を踏まえ、「名古屋文理大学短期大学部における研究活動の不正行為の防止に関する規程」を施行しています。

この中で、不正行為等に関する機関内外からの相談や告発を受け付ける窓口の設置（第8条）を規定し、以下のとおり設置しています。

### 相談・告発窓口

学校法人滝川学園 事務局総務課

〒492-8520 愛知県稲沢市稲沢町前田 365

TEL：0587-23-2400（代）

FAX：0587-21-2844

E-mail：[soumu@nagoya-bunri.ac.jp](mailto:soumu@nagoya-bunri.ac.jp)

### 留意事項

- ・告発された情報は、必要な調査を行うためだけに使用し、それ以外の目的に使用したり、公開したりすることはありません。また、告発者は、告発をしたことを理由として、不利益な扱いを受けることはありません。
- ・告発等の通報を受け付けた場合は、告発者の氏名・連絡先、不正を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様、不正行為とする科学的根拠等について確認させていただくとともに、調査にあたって告発者に協力を求める場合があります。
- ・調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合には、告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発を含む必要な措置を講ずることがあります。